

2 高齢運転者安全運転等支援事業

高齢運転者に対し、健康で長く安全に自動車の運転を継続できるよう支援することにより、高齢運転者の移動手手段の確保と交通事故の未然防止を図る。

(1) 高齢運転者「交通教室」開催事業

ア 目 的

地域の中で多くを占める、運転に支障がなく健康で元気な高齢者を対象として、高齢運転者の認知機能の維持・改善の効果が期待できる「脳トレ」と「交通安全トレーニング」を組み合わせた「いきいき運転講座」等を開催することにより、現状の運転能力を向上させ、また、認知機能を維持することで、運転可能寿命の延伸を図ることを目的とする。

イ 内 容

老人クラブや自治会・町内会等から交通教室開催の申請を受け、地域の集会所等を会場に講師を派遣し、上述のいきいき運転講座等の交通教室を開催する。

いきいき運転講座の他にドライブシミュレータ等を使った実技や、道路交通法の改正に合わせた新制度に関する講話等、申請者ごとの時間や要望に合わせて柔軟に対応する。

また、認知機能改善トレーニングは、認知機能の維持に効果が確認されていることから、参加者には教材セット 30 日分を配付し、自宅での実践を促すこととする。

ウ 事業効果

(ア) 高齢運転者が自身の運転能力や認知機能を理解し、ゆとりある運転「補償運転」を心がけることにより、日ごろの交通安全につなげるとともに、運転可能寿命の延伸を図る。

(イ) 日常の移動手手段を維持することにより、社会参画や外出機会の創出につなげる。

(ウ) 運転能力や認知機能に不安のある高齢運転者を見つけた場合は、高齢運転者等「安全運転相談」窓口、出張相談のような形へとつなげる。

(エ) 自転車損害賠償責任保険等への加入の義務化やヘルメット着用が努力義務になったことなどの項目を掲載したチラシを作成し、高齢運転者等へ周知を図る。

※ 補償運転とは、心身の衰えを補い危険を避ける安全運転の方法を言い、夜間や朝夕のラッシュ時の運転を控える、時間に余裕を持った行動をする、以前よりスピードを出さない、などがあげられる。

エ 展開方針

(ア) 介護や認知症の予防を目的とした「つどいの場創出支援事業」などの「つどいの場」は、元気な高齢者を対象としていることから、事業を進める関係機関と連携し、広く事業の展開を図るほか、市出前講座のメニュー化や各公民館の市民講座での開催に向けて広報を行う。

(イ) 各地区交通安全対策協議会の総会等において、各地域の区長や行政嘱託員を務める会員を対象に「交通教室」を開催し、各種交通教材を用いた実技や講話を行う。

(ウ) 大型店舗において、パンフレットラックに高齢者向けの講座の案内チラシを掲示し、より多くの市民の方へ交通安全教室の周知を図る。

(エ) 老人クラブや自治会・町内会等へ交通安全に関するパンフレット・チラシ等を配ることで、家庭から交通安全意識の高揚を図る。

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大等により、今後についても市の施設等が使用できず交通教室の開催が困難な期間が想定されることから、市内の自動車教習所等で開催される屋外でのイベント等への参加や、ドライブシミュレータなど各種交通教材を活用した参加・体験・実践型の交通安全講座を開催し、交通事故防止へつなげる。

【交通教室の開催】

1 回数 125回

令和6年度については、「つどいの場」事業に参加している団体の内75団体開催と想定し、個人を対象とした自主的開催及び老人クラブや公民館等からの申込みを50団体と見込み合計125回を想定している。

2 参加者 1回あたり 15人

令和5年度4月から7月までの実績による。

※ 交通教室の開催数125回または1,800人の参加のいずれかの達成を目指す。

(2) 高齢運転者等「安全運転相談」窓口事業

ア 目的

平成29年3月の道路交通法改正により、75歳以上の高齢運転者に対して、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習の新設、臨時適性検査制度の見直し、一定の違反歴のある者の運転機能検査の新設など、運転に不安を持つ高齢者の自主返納は増加している。

このような中、運転能力や認知機能の面から、日々の運転に漠然と不安を持つ高齢者やその家族を対象に、安全運転に係る相談窓口を開設し、相談を通して様々な不安の解消を図るとともに、高齢者自身の状況を客観的に理解する機会を提供する。

イ 内容

無料の事前予約制とし、運転能力や認知機能等に不安を抱く高齢運転者やその家族等を対象に、安全運転に係る不安を気軽に相談できる窓口を設置する。

運転に専門的な知識や経験を持つ教習所の指導員や、健康福祉に関する様々な指導助言を行っている地域包括支援センターと連携し、運転機能の維持に向けた技術相談や日頃の健康づくりなど、様々な不安の解消を図る。

運転能力に関する相談は、定期的な開催とし、相談者のプライバシーに配慮した会場を確保した上で、1時間程度を目安に相談を受ける。

相談を通じて運転能力に不安を感じた場合は、より専門的な自動車教習所での「高齢者講習」へつなげ、認知機能の低下が疑われる場合は、地域包括支援センターによる専門的支援につなげる。

また、必要に応じて、集会所等での交通教室と併せて安全運転相談を実施するなど、アウトリーチにも努める。

ウ 事業効果

- (ア) 高齢運転者が自身の運転能力や認知機能を理解し、補償運転を心がけることにより、日ごろの交通事故防止につなげるとともに、運転可能寿命の延伸を図る。
- (イ) 日常の移動手段を維持することにより、社会参画や外出機会の創出につなげる。
- (ウ) 警察署でも相談窓口を設けているが、足を運ぶ機会が少ないことにより相談に結びついていない状況にあるため、より市民に近く開かれた場所に窓口を設置することで、高齢者の不安解消を図る。
- (エ) 交通教室開催後において安全運転相談を実施することで、これまで顕在化していなかった不安についても拾い上げ、早期の支援につなげる。

エ 展開方針

- (ア) 「交通教室」開催等にあたり事業の広報を十分に行い、利用の拡大を図る。

【安全運転相談の開催】

回数 8回

(3) ドライブレコーダーによる高齢運転者支援事業

ア 目 的

本市においては、交通事故による死者のうち、高齢者の占める割合が依然として高水準で推移している。

このような状況を受け、市交通安全対策協議会において、高齢者を対象とした「いきいき運転講座」の開催や、運転能力や認知機能に不安を持つ高齢運転者とその家族を対象とした交通相談の拡充を図ってきたところである。

これらに加え、高齢運転者が自身の運転能力を客観的に認識するとともに、専門家の助言に基づき、自身の運転において改善を要する点や留意点等を把握することで、運転の継続の可否を的確に判断できる機会を提供し、高齢者が巻き込まれる交通事故の発生防止に資することを目的とする。

イ 内 容

運転診断を希望する高齢運転者自身または親族等からの申請により市交通安全対策協議会からドライブレコーダーを貸与する。

貸与されたレコーダーについては対象者が主に使用する車両に1週間程度備え付けた上で、運転状況を記録する。

貸与期間経過後、レコーダーを回収し、記録された映像を交通関係機関等において分析した上で、対象者に改善すべき項目等を伝える。

ウ 事業効果

(ア) 専門機関からの分析結果に基づき、高齢運転者が自身の運転能力を客観的に理解することを通じ、運転継続の可否を適正に判断することが可能となる。

(イ) 車内まで記録出来るドライブレコーダーを使用し、高齢運転者の安全確認先を細かくチェックすることで、より一層改善すべき点を把握することができ、運転技術の維持・向上につなげる。

エ 展開方針

(ア) 定期的を開催する高齢運転者「交通安全教室」にて受講者に積極的に周知するほか、市及び市交対協ホームページなどにより当該事業の広報を十分に行い、利用の拡大を図る。

実施回数 年間6回